

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	閉込 00-01 <u>R 4</u>
提出年月日	<u>令和4年1月27日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（閉込）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第十条閉じ込めの機能」及び「第二十六条使用済燃料等による汚染の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙4：添付書類の発電炉との比較  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
  - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。  
※当該条文は第1回申請対象条文であるが、既認可設工認から添

付書類の変更がないため、別紙3～5については、対象外とする。

## 閉込00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(閉込)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/27	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/27	3	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	-	-	※当該条文は第1回申請対象条文であるが、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	-	-	※当該条文は第1回申請対象条文であるが、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	-	-	※当該条文は第1回申請対象条文であるが、既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/27	3	

# 別紙

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (1 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。閉①, ④</p> <p><b>(当社の記載)</b>  <b>&lt;不一致の理由&gt;</b>                  発電炉においては、再処理施設の技術基準規則1項1号～8号と同様の要求が無いため。</p> <p>一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。閉②</p> <p>二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。閉③</p> <p>三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。閉④</p>	<p>第1章共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設(以下「セル等」という。)若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。閉①-1</p> <p><b>【許可からの変更点】</b>  <b>記載の適正化</b></p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い設計とする。また、使用する化学薬品、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しるを確保する設計とする。閉①-2</p> <p>ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。閉①-8, 13</p> <p>流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。閉②-1</p> <p><b>【「等」の解説】</b>  <b>「逆止弁等」とは逆流防止の設計に関する系統及び機器(逆止弁、水封、止め弁その他)の総称として示した記載である。</b></p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設(以下「セル等」という。)若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。閉①-1, ②-1, ⑤, ⑦, ⑨, ⑪-1, ⑫, ⑬</p> <p>放射性物質を限定された区域に閉じ込めるための機能に係る再処理施設の設計の基本方針を以下のとおりとする。閉①</p> <p>(i) 放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い構造とする。また、使用する化学薬品等を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しるを確保する設計とする。閉①-2</p> <p><b>【「等」の解説】</b>  <b>「化学薬品等」について、対象を明確にした。</b></p> <p><b>【許可からの変更点】</b>  <b>放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、流体状の放射性物質の逆流防止に関する事項について具体化した。</b></p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1 安全機能を有する施設に関する基本方針</p> <p>(17) 安全機能を有する施設は、使用済燃料等から発生する崩壊熱等を適切に除去する設計とする。閉④-2</p> <p>1.4 使用済燃料等の閉じ込めに関する設計</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるために、放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難く、漏えいし難い構造とするとともに、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設(以下「セル等」という。)又は室に収納する設計とする。閉④</p> <p>また、粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。閉①-8</p> <p>さらに、放射性物質を内包する系統及び機器、セル等及び室並びにセル等及び室を収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に維持する設計とする。閉④</p> <p>また、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合には、漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。閉④</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器は、使用する化学薬品、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、ステンレス鋼、ジルコニウムその他の腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しるを確保する設計とする。閉④</p> <p>さらに、溶接構造、爆着接合法による異材継手、フランジ継手及び水封により接続することにより、放射性物質が漏えいし難い設計とする。閉④</p> <p>また、以下の基本方針により材料選定及び異種材料の接続を行う。閉④</p> <p>a. 材料選定の基本方針</p> <p>放射性物質を含む硝酸溶液を取り扱う系統及び機器は、ステンレス鋼を使用し、常圧沸騰状態で比較的硝酸濃度の高い溶液を取り扱う場合にはジルコニウムを使用する。閉④</p> <p>b. 異種材料の接続の基本方針</p> <p>ジルコニウムとステンレス鋼との接続は、爆着接合法による異材継手、フ</p>	<p>閉④-2 (P5～)</p> <p>閉⑤ (P3～)</p> <p>閉⑦, ⑨ (P4～)</p> <p>閉⑪-1, ⑫ (P6～)</p> <p>閉⑬ (P7～)</p> <p>閉①-13 (P4から)</p> <p><b>【凡例】</b></p> <p>下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)</p> <p>波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分</p> <p>灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項</p> <p>黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所</p> <p>🗨️：発電炉との差異の理由    📌：許可からの変更点等</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (2 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理できるように設置すること。閉⑤</p> <p>五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、【閉⑥】かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。閉⑦</p> <p>六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。閉⑧</p> <p>七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。閉⑨</p> <p>八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。閉⑩</p>	<p>放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。閉①-9</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物(UO<sub>2</sub>・PuO<sub>2</sub>, 以下「MOX」という。)粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。閉①-3</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。閉④-1, ⑧</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。閉⑩-2</p> <p>漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP, n-ドデカン及びこれらの混合物(以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。</p>	<div data-bbox="1083 378 1454 514" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【許可からの変更点】 セル等に収納しない場合について、具体化した。</p> </div> <p>(ii) プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を内包する系統及び機器は、原則として、セル等に収納する設計とする。【閉①-3】液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。閉④-1, ⑧</p>	<p>ランジ継手及び水封を使用する。閉◇</p> <p>フランジ継手は、セル外において異種材料の接続を行う場合に用いる。閉◇</p> <p>また、水封は、保守が必要なセル内の機器の気相部の接続に用いる。閉◇</p> <p>(2) 放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。閉①-9</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物(UO<sub>2</sub>・PuO<sub>2</sub>, 以下「MOX」という。)粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。閉◇</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。閉◇</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。閉⑩-2</p> <p>漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP, n-ドデカン及びこれらの混合物(以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (3 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。閉⑩</p> <p>ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。閉⑫</p>	<p>また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。閉④-2,5</p> <p>精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。閉④-3,6</p> <p>連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。閉④-4,7</p> <p>管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。</p> <p>熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</p> <p>万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。閉⑤</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、【閉①-4】セル等並びにこれらを収納する建屋【閉③、⑥、⑩-1】は、原則として、<u>気体廃棄物の廃棄施設により</u>常時負圧に保ち、【閉①-4、③、⑥、⑩-1】それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。閉①-5</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とする【閉②-2】とともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。閉①-6</p>	<p>【許可からの変更点】 放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、流体状の放射性物質を内包する設備に供給する熱媒中への放射性物質の漏えいに関する事項について具体化した。</p> <p>【許可からの変更点】 再処理施設に設置する設備を基本設計方針に記載した。</p> <p>(iii) <u>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、【閉①-4】セル等並びにこれらを収納する建屋【閉③、⑥、⑩-1】は、原則として、常時負圧に保ち、【閉①-4、③、⑥、⑩-1】それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。閉①-5</u></p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とする【閉②-2】とともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒等から放出する設計とする。閉①-6</p>	<p>また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。閉④-2</p> <p>精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。閉④-3</p> <p>連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。閉④-4</p> <p>通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計とする。閉④</p> <p>(3) <u>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器は、運転切替えに伴う変動時を除き、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それらの系統及び機器からの廃ガスは、洗浄、凝縮、吸着及びろ過により放射性物質を合理的に達成できる限り除去した後、主排気筒から放出する設計とする。閉④</u></p> <p>また、セル等及びこれらを収納する建屋並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器を収納する建屋は、運転切替えに伴う変動時を除き、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、排気は、ろ過した後、主排気筒から放出する設計とする。閉④</p> <p>さらに、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計するとともに、気体廃棄物の廃棄施設は、漏えい及び逆流を防止する設計とする。閉④</p>	<p>閉④-5 (P8から)</p> <p>閉④-6 (P8から)</p> <p>閉④-7 (P8から)</p> <p>閉⑤ (P1から)</p>	<p>備考</p>

【許可からの変更点】  
負圧に維持するための設備を明確にした。

【「等」の解説】  
「フィルタ、洗浄塔等」とは除染効率を期待する機器（デミスタ、凝縮器その他）の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。

【「等」の解説】  
「主排気筒等」について、対象を明確にした。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (4 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。閉⑬</p>	<p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。閉①-7</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、【閉①-10, 11, ⑩-2】それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。閉①-12</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き、密閉することができる設計とする。閉⑦</p> <p>密封されていない放射性物質を取り扱うフードは、開口部の風速を適切に維持する設計とする。閉⑨</p>	<p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。閉①-7</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化</p> <p>【許可からの変更点】 放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、放射性物質を取り扱うグローブボックスの構造に関する事項について具体化した。</p> <p>【許可からの変更点】 放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、放射性物質を取り扱うフード開口部の風速維持に関する事項について具体化した。</p>	<p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体としては、その機能が維持され、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないよう、気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。閉④</p> <p>(4) <u>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器並びにウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器は、</u>気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、【閉①-10】これらの系統及び機器からの廃ガスは、洗浄、凝縮及びろ過により放射性物質を合理的に達成できる限り除去した後、主排気筒又は北換気筒から放出する設計とする。閉④</p> <p>また、セル等及びこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、【閉①-11, ⑩-2】排気は、ろ過した後、主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。閉④</p> <p>さらに、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する【閉①-12】とともに、気体廃棄物の廃棄施設は、漏えい及び逆流を防止する設計とする。閉④</p> <p>(5) <u>ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、</u>密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。閉①-13</p> <p>(6) 安全機能を有する施設の閉じ込めは、取り扱う放射性物質の種類及び性状（気体、液体及び固体）に応じて設計する。閉④</p> <p>a. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の燃料取出しピット、燃料仮置きピット、燃料貯蔵プール、チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット、燃料移送水路及び燃料送出しピットは、ステンレス鋼を内張りすることによりプール水が漏えいし難い構造とするとともに、万一燃料貯蔵プール水が漏えいした場合でもプール水の漏え</p>	<p>【許可からの変更点】 詳細設計の結果を反映し、再処理施設に設置する設備のみを記載した。</p> <p>閉①-13 (P1～)</p> <p>閉⑦ (P1から)</p> <p>閉⑨ (P1から)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (5 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物並びにMOX粉末の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。閉⑭-1, 2</p>	<p>(7) その他の主要な構造 (i) 安全機能を有する施設 再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。閉⑭-1</p> <div data-bbox="1077 464 1507 625" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【「等」の解説】 「使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等」について、対象を明確にした。</p> </div>	<p>いを検知し安全に処置できる設計とする。閉◇ b. 再処理設備本体 せん断処理施設は、せん断粉末が漏えいし難い設計とする。閉◇ 溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設の放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を用いるとともに、漏えいし難い構造とし、漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。閉◇ 酸及び溶媒の回収施設の放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を用いるとともに、漏えいし難い構造とし、漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。閉◇ また、酸及び溶媒の回収施設の蒸発缶は、減圧下で蒸発を行い運転温度を低くすることにより、腐食し難い環境とする設計とする。閉◇ c. 製品貯蔵施設 ウラン酸化物貯蔵設備は、ウラン酸化物貯蔵容器にUO<sub>3</sub>を封入し、閉じ込め機能を確保する設計とする。閉◇ ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備は、混合酸化物貯蔵容器にMOXを封入し、閉じ込め機能を確保する設計とする。閉◇ d. 放射性廃棄物の廃棄施設 (a) 気体廃棄物の廃棄施設 せん断処理・溶解廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備及び塔槽類廃ガス処理設備の放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を用いるとともに、漏えいし難い構造とし、気体状の放射性物質の漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。閉◇ また、これらの設備は気体状の放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とする。閉◇ 換気設備は、汚染のおそれのある区域を清浄区域より負圧に維持できる設計とし、汚染の程度の低い区域から高い区域に空気を流すことのできる設計とする。閉◇ (b) 液体廃棄物の廃棄施設 高レベル廃液処理設備の放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を用いるとともに、漏えいし難い構造とし、漏えいの拡大を防止し安</p>		<p>閉⑭-2 (P1から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (6 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、施設内の液体状の放射性物質が漏えいし難い構造について具体化した。</p> <p>【許可からの変更点】放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、施設外への放射性物質の漏えい防止に関する事項について具体化した。</p> <p>【許可からの変更点】放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計のうち、敷地外への放射性物質の漏えい防止に関する事項について具体化した。</p>	<p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。</p> <p>全ての床面、適切な高さまでの壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。閉①-1</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設置することにより、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。閉②</p>	<p>(双方の記載) 〈不一致の理由〉 法律で定められている対象が異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉では技術基準規則の解釈に基づき、配管の損傷を考慮し、液体廃棄物が漏えいした場合には床ファンネルにより排出、かつ、堰により受け止める構造としているのに対して、再処理は液体状の放射性物質を内包する容器からの全量漏えいを考慮した場合においても、堰等により全量受け止める構造としているため。</p>	<p>全に処置できる設計とする。閉◇</p> <p>また、高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮缶は、減圧下で蒸発を行い、運転温度を低くすることにより、腐食し難い環境とする設計とする。閉◇</p> <p>低レベル廃液処理設備の放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を用いるとともに、漏えいし難い構造とし、漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。閉◇</p> <p>(c) 固体廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設の液体状の放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難い材料を用いるとともに、漏えいし難い構造とし、漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。閉◇</p> <p>e. その他再処理設備の附属施設 分析設備の分析装置及び分析済溶液処理系の機器は、セル等又は室に収納し、液体状の放射性物質の漏えいの拡大を防止し、安全に処置できる設計とする。閉◇</p> <p>また、セル等又は室は、気体廃棄物の廃棄施設により閉じ込め機能を確保できる設計とする。閉◇</p> <p>1.7 その他の設計方針 1.7.1 崩壊熱除去に関する設計 (1) 再処理施設は、使用済燃料等から発生する崩壊熱を適切に除去することとし、構造物の温度を適切に維持すること、また、放射性物質を含む溶液の崩壊熱による機器内での沸騰を防止すること等の過度の温度上昇を防止する設計とする。閉◇</p> <p>(2) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備の貯蔵ホールは、換気設備により混合酸化物貯蔵容器を冷却することにより、構造物の温度を適切に維持する設計とする。また、ガラス固化体貯蔵設備は、ガラス固化体からの崩壊熱を、崩壊熱により生じる通風力によって流れる冷却空気により除去することにより、ガラス固化体及び構造物の温度を適切に維持する設計とする。閉◇</p> <p>(3) 崩壊熱により溶液が沸騰するおそれのある場合は、その他再処理設備の附属施設の安全冷却水系により冷却し、冷却能力の喪失による溶液の沸騰を防</p>	<p>第2章 個別項目 1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備 1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止放射性液体廃棄物処理施設内部又は内包する放射性廃棄物の濃度 37Bq/cm<sup>3</sup> を超える放射性液体廃棄物貯蔵施設内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰については、次のとおりとする。 (1) 漏えいし難い構造 放射性液体廃棄物処理設備内部のうち、流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大する恐れがある部分の漏えいし難い構造、漏えいの拡大防止、堰については次の通りとする。 全ての床面、適切な高さまでの壁面及びその両者の接合部は、耐水性を有する設計とし、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造とする。また、その貫通部は堰の機能を失わない構造とする。 (2) 漏えいの拡大防止 床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造とし、かつ、気体状のものを除く流体状の放射性廃棄物を処理する設備の周辺部には、堰又は堰と同様の効果を有するものを施設し、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止する設計とする。 (3) 放射性廃棄物処理施設に係る堰の施設 放射性廃棄物処理施設外に通じる出入口又はその周辺部には、堰を施設することにより、流体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。 ▲施設外へ漏えいすることを防止するための堰は、処理する設備に係わる配管について、長さが当該設備に接続される配管の内径の1/2、幅がその配管の肉厚の1/2の大きさの開口を当該設備と当該配管との接合部近傍に仮定したとき、開口からの流体状の放射性廃棄物の漏えい量のうち最大の漏えい量をもってしても、流体状の放射性廃棄物の漏えいが広範囲に拡大することを防止する設計とする。 この場合の仮定は堰の能力を算定するためのみに設けるものであり、開口は</p>	<p>閉①-1 (P1から)</p> <p>閉② (P1から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (7 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。 閉⑬</p>	<p>(双方の記載) &lt;不一致の理由&gt; 法律で定められている対象が異なるため。</p>	<p>止する。さらに、沸騰までの時間的余裕が小さい場合は、独立した2系統の安全冷却水系による冷却を行う。また、安全冷却水系により冷却する場合は、塔槽類の冷却コイル又は冷却ジャケットを多重化する設計とする。閉◇</p> <p>なお、漏えい液が沸騰するおそれがある場合は、セル等の漏えい液受皿で受けるとともに、安全に移送及び処理ができる設計とする。閉◇</p> <p>(4) 崩壊熱除去のために必要な安全上重要な系統及び機器は、動的機器の単一故障を仮定しても、その冷却機能を損なうことのない設計とする。閉◇</p> <p>1.7.5 セル及びグローブボックスに関する設計</p> <p>再処理施設は、プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル廃液を内包する系統及び機器をセル及びグローブボックスに収納する設計とする。閉◇</p> <p>セル及びグローブボックスは、閉じ込め機能、臨界安全、遮蔽機能、耐震性等を考慮し以下の方針に基づき設計する。閉◇</p> <p>(1) 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル及びグローブボックスは、液体状の放射性物質が漏えいした場合に、セル及びグローブボックスの外に漏えいが拡大することを防止するために、ステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置するとともに、漏えいを検知するための漏えい検知装置を設置し、漏えいの拡大を防止する。閉◇</p> <p>また、セル及びグローブボックスにおいて、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいした液を安全に移送及び処理できる設計とする。漏えいした液は、スチームジェットポンプ、ポンプ又は重力流により漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送する。【閉◇】移送先は、臨界安全、漏えいした液の沸騰防止等を考慮して設計する。閉◇</p> <p>(2) 漏えいした液の発熱量が大きく、漏えいした液の沸騰のおそれがあるか、又は有機溶媒を含む漏えいした液がロードデカンの引火点を超えるおそれのあるセル及びグローブボックスについては、漏えいを確実に検知するため</p>	<p>施設内の貯蔵設備に1ヶ所想定し、漏えい時間は漏えいを適切に止めることができるまでの時間とし、床ドレンファンネルの排出機能を考慮する。床ドレンファンネルは、その機能が確実なものとなるように設計する。</p> <p>1.4 排水路</p> <p>液体廃棄物処理設備及びこれに関連する施設を設ける建屋の床面下には、発電所外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を施設しない設計とする。</p>	<p>閉⑬ (P1から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (8 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>に、漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至る前に修理又は交換ができる設計とする。閉④-5</p> <p>(3) セルは、気体廃棄物の廃棄施設のセル排気系に接続することにより、また、グローブボックスは、グローブボックス排気系に接続することにより適切に負圧に維持する設計とする。閉④</p> <p>(4) 精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。閉④-6</p> <p>また、連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。閉④-7</p> <p>(5) セルは、コンクリート、鉛等による遮蔽機能を有する設計とする。閉④</p> <p>グローブボックスは、必要に応じて鉛等による遮蔽機能を有する設計とする。閉④</p> <p>(6) セル及びグローブボックスは、耐震設計上の重要度分類に応じた設計地震力に対し十分な耐震性を有する設計とする。閉④</p> <p>(7) 将来機器を設置するためのセル（以下「予備セル」という。）には、機器を設置する場合に、取り合い工事が可能なように放射性物質を移送する配管、冷却水配管等を設置する予備的措置を講ずる設計とする。閉④</p> <p>放射性物質を移送する配管、冷却水配管、蒸気配管、圧縮空気配管、計測制御用の配管等は、セル内まで設置し</p>		閉④-5 (P3へ)
					閉④-6 (P3へ)
					閉④-7 (P3へ)

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (9 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>閉止する設計とする。閉</p> <p>予備セルは、遮蔽機能及び耐震設計上の重要度分類に応じた設計地震力に対し十分な耐震性を有する設計とする。閉</p> <p>予備セルは、気体廃棄物の廃棄施設のセル排気系に接続する設計とする。閉</p> <p>(8) 安全上重要な系統及び機器を収納するセル並びに可燃物を取り扱うセルには、取り扱う可燃物の量を考慮し火災検出装置を設置する。また、安全上重要な系統及び機器を収納し、かつ、火災の発生のおそれのあるセルには、固定式消火設備を設置する。閉</p> <p>なお、固定式消火設備を設置するセルのうち、臨界安全管理の対象機器を収納するセルには、ガス消火設備を設置する。閉</p> <p>セルの耐火壁を貫通する換気系の給気側ダクトには防火ダンパを設置し、火災発生時には防火ダンパを閉止し火災の拡大を防止する。閉</p> <p>核燃料物質を取り扱うグローブボックス等は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。閉</p> <p>セル及びグローブボックスに収納する主要機器を第 1.7.5-1 表に示す。閉</p> <p>なお、第 1.7.5-1 表中の「○」は、安全上重要な施設を示す。閉</p> <p>また、臨界安全管理の対象となる漏えい液受皿を設けるセルを第 1.7.5-2 表に示し、予備セルを第 1.7.5-3 表に示す。閉</p> <p>1.7.6 放射性物質の移動に関する設計</p> <p>再処理施設における放射性物質の工程内及び工程間の移動は、配管、容器等によるものとし、閉じ込め、臨界防止、遮蔽のための措置等適切な安全対策を講ずる設計とする。閉</p> <p>(1) 気体状の放射性物質の移動は、配管又はダクトによるものとし、配管及びダクトは建物内に設置する設計とする。ただし、各建物の塔槽類廃ガス処理設備等で処理した後の気体状の放射性物質を各建物から主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒に移送する配管及びダクトは、適切な</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (10 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>安全対策を講じた上で、洞道内又は地上に設置する。閉</p> <p>(2) 液体状の放射性物質の移動は、配管又は容器によるものとし、建物間で液体状の放射性物質を移送する配管は、隣接する建物間の場合を除き、洞道内に設置する。閉</p> <p>(3) 固体状の放射性物質は、容器等により移送する設計とする。ただし、使用済燃料集合体は、使用済燃料輸送容器から取り出した後は燃料貯蔵プール内、セル内等において移送する設計とする。また、ガラス固化体は、固化セル移送台車等により建物内又は洞道内を移送する設計とする。閉</p> <p>1.7.6.1 配管及びダクトによる移送に関する設計</p> <p>気体状の放射性物質を移送する配管及びダクトは、漏えいし難く、かつ、逆流し難い設計とする。閉</p> <p>液体状の放射性物質を移送する配管は、耐食性に優れた材料を使用し、かつ、漏えいし難い構造とするとともに、系統及び機器の単一故障若しくは誤動作又は運転員の単一誤操作による液体状の放射性物質の漏えいを想定しても、漏えいの拡大を防止し、漏えいした液を適切に処理できるよう漏えい液受皿等を設置する。閉</p> <p>液体状の放射性物質を移送する配管は、再処理施設の長期停止を避けるため、必要に応じ、予備配管（長期予備）を設ける設計とする。閉</p> <p>また、これらの配管及びダクトは、移送する放射性物質の性状、量等に応じてセル内に設置する等閉じ込め、臨界防止、遮蔽のための措置等適切な安全対策を講ずる設計とする。閉</p> <p>なお、これらの配管又はダクトを収納する洞道は、以下の方針に基づき設計する。閉</p> <p>(1) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を移送する配管を収納する洞道には、セルと同等の閉じ込め機能を有するダクト状の固定されたステンレス鋼製の容器（以下「配管収納容器」という。）を設置し、これら以外の液体状の放射性物質を移送する配管を収納する洞道には、配管収納容器又は受皿を設置する。万一配管から液体状の放</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (11 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>放射性物質が漏えいした場合、漏えいした液は、配管収納容器又は受皿で受け、漏えいの拡大を防止し、漏えい検知装置により漏えいを検知するとともに、漏えいした液の性状に応じて定められた移送先に移送できる設計とする。</p> <p>【閉◇】移送先の選定においては、臨界防止、漏えいした液の沸騰防止等を考慮した設計とする。閉◇</p> <p>なお、洞道内に収納する液体状の放射性物質を移送する配管は、液溜まりができないよう適切な勾配を有する設計とする。閉◇</p> <p>(2) 配管収納容器の内部は、接続する建物の換気設備のセルの排気系により、原則として、常時負圧に保つ設計とする。閉◇</p> <p>(3) 液体状の放射性物質を移送するための配管を収納する洞道の内部は、接続する建物の換気設備により、適切に負圧に維持できる設計とする。閉◇</p> <p>(4) プルトニウムを含む溶液を移送する配管を収納する配管収納容器は、万一収納する配管からプルトニウムを含む溶液が漏えいした場合、漏えいした液を重力流で臨界管理された回収先に回収できる設計とすることにより、臨界を防止できる設計とする。閉◇</p> <p>(5) 洞道は、十分な強度・剛性及び耐力を有する構造とし、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計を行うとともに、重要な洞道（耐震Sクラスの設備を収納する洞道）は、安定な地盤に支持させる設計とする。閉◇</p> <p>また、土圧、上部を通過する車両等の荷重に対しても十分な強度を有する構造とする。閉◇</p> <p>1.7.6.2 容器による移送に関する設計</p> <p>液体状又は固体状の放射性物質を容器等により移送する場合は、以下の方針に基づき移送する設計とする。閉◇</p> <p>(1) 容器は、内蔵する放射性物質の性状、量等に応じて、耐食性に優れた材料を使用し、かつ、漏えいし難い構造とする。閉◇</p> <p>(2) 容器は、不燃性材料を使用する。閉◇</p> <p>(3) 容器は、内蔵する放射性物質の性状、量等に応じて臨界防止対策を講ずる設計とする。閉◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (12 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(4) 容器の取扱いに当たっては、内蔵する放射性物質の性状、量等に応じて鉄、鉛等により遮蔽機能を確保できる設計とする。閉◇</p> <p>(5) 固体状の放射性物質を移送するための洞道は、十分な強度・剛性及び耐力を有する構造とし、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計を行うとともに、重要な洞道（耐震Sクラスの設備を収納する洞道）は、安定な地盤に支持させる設計とする。閉◇</p> <p>また、土圧、上部を通過する車両等の荷重に対しても十分な強度を有する構造とする。閉◇</p> <p>1.7.7 安全機能を有する施設の設計 1.7.7.3 安全機能を有する施設の選定 選定の具体化に当たっての主要な考え方を以下に示す。閉◇</p> <p>(1) 再処理の工程の特徴は、放射性物質を使用済燃料集合体から開放（溶解）して処理するため、平常時は廃ガス処理設備を有した機器内（一次閉じ込め）で処理が進み、何らかの異常で機器から放射性物質が漏れ出た場合でも独立した換気設備を有したセル又はグローブボックス（二次閉じ込め）で閉じ込めることにより、可能な限り公衆はもとより、従事者への放射線影響を排除するよう設計する。さらに、二次閉じ込めが損傷するような事故に発展した場合に備え、独立した換気設備を有した建屋が三次閉じ込めの機能を果たすよう設計する。閉◇</p> <p>1.9.4 閉じ込めの機能</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(閉じ込めの機能) 第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。閉◇</p> </div> <p>適合のための設計方針 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計とするため、以下の設計を行うものとする。閉◇</p> <p>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏れ出し難い構造とする。また、使用する化学薬品等を</p>		

## 基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十条 (閉じ込めの機能) (13 / 13)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しを確保する設計とする。閉◇</p> <p>(2) プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル廃液を内包する系統及び機器は、原則として、セル等に収納する設計とする。液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。閉◇</p> <p>(3) プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、以下の事項を満足する気体廃棄物の廃棄施設を有する設計とする。閉◇</p> <p>a. 気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とする。閉◇</p> <p>b. プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル廃液を内包する系統及び機器、ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。閉◇</p> <p>c. 気体廃棄物の廃棄施設は、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒等から放出する設計とする。閉◇</p> <p>d. 設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能を確保する設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込めの機能を確保する設計とする。閉◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十六条（使用済燃料等による汚染の防止）（1 / 1）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（使用済燃料等による汚染の防止） 第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。汚①</p> <p>2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。汚②</p>	<p>第1章共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.2 放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。汚①</p> <div data-bbox="578 625 1023 800" style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【許可からの変更点】 放射性物質を限定した区域に閉じ込める設計のうち、汚染の防止に係る事項の具体化</p> </div> <p>人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。汚②</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。汚①、②</p>	<p>1.4 使用済燃料等の閉じ込めに関する設計 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に閉じ込めるために、放射性物質を内包する系統及び機器は、腐食し難く、漏えいし難い構造とするとともに、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）又は室に収納する設計とする。汚④</p>	<p>6.4 放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。</p> <p>人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p>	

（双方の記載）  
<不一致の理由>  
どちらの記載も排水処理設備を示しているが、設備名称が異なるため。

**【凡例】**

- 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
- 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
- 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
- 🗨️：発電炉との差異の理由
- 📌：許可からの変更点等

第十条（閉じ込めの機能）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
閉①	放射性物質を限定した区域に閉じ込める設計	技術基準の要求を受けている内容	1項 (17条1項) (18条1項1号) (18条1項2号) (18条1項3号) (19条1項2号) (24条1項1号) (24条1項3号) (24条1項5号) (26条1項) (26条2項) (28条1項1号) (28条1項4号)	—	a, b, c
閉②	逆流防止に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項1号 (24条1項2号) (28条1項2号)	—	a, c
閉③	セルの負圧維持に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項2号	—	c
閉④	セルにおける漏えい液回収に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項3号	—	a, c
閉⑤	管理区域内で熱交換する熱媒の漏えい防止に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項4号	—	c
閉⑥	グローブボックスの負圧維持に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項5号	—	c
閉⑦	グローブボックスの密閉した構造に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項5号	—	c
閉⑧	グローブボックスにおける漏えい液回収に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項6号	—	a, c
閉⑨	フード開口部の風速を適切に維持する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項7号	—	c
閉⑩	室の負圧維持に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項8号	—	c
閉⑪	施設内部の床面および壁面を液体状の放射性物質が漏えいし難い構造とする設計	技術基準の要求を受けている内容	1項9号イ	—	a, c
閉⑫	液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止するための堰に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項9号ロ	—	a, c
閉⑬	排水路に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項9号ハ	—	—
閉⑭	崩壊熱除去に関する設計	技術基準の要求を受けている内容	1項 (19条1項1号) (19条2項) (25条1項)	—	a, c

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
閉①	冒頭宣言	冒頭宣言であるため、記載しない。	—
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
閉④	重複記載	本文または添六のその他の部分と重複するため、記載しない。	—
閉⑤	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため、記載しない。	a, b, c
閉⑥	冒頭宣言	冒頭宣言であるため、記載しない。	—
閉⑦	図表に係る記載	図表に関する事項は基本設計方針に記載しない。	—
閉⑧	放射性物質を移送する容器の臨界防止対策に関する設計方針	放射性物質を移送する容器の臨界防止対策に関する事項は、第 4 条「核燃料物質の臨界防止」の基本設計方針に記載する。	d
閉⑨	安全機能を有する施設の耐震に関する設計方針	安全機能を有する施設の耐震設計に関する事項は、第 6 条、第 33 条「地震による損傷防止」の基本設計方針に記載する。	e
閉⑩	火災感知設備及び消火設備に関する設計方針	安全上重要な系統及び機器を収納するセル並びに可燃物を取り扱うセルへの火災感知設備及び消火設備の設置に関する事項は、第 11 条、第 35 条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	—
閉⑪	消火設備の故障等に対する設計方針	火災の二次的影響を考慮した消火設備の設計に関する事項は、第 11 条、第 35 条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	—
閉⑫	火災の影響軽減に関する設計方針	防火ダンパに関する事項は、第 11 条、第 35 条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	—
閉⑬	不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計方針	核燃料物質を取り扱うグローブボックス等における不燃性材料又は難燃性材料の使用に関する事項は、第 11 条、第 35 条「火災等による損傷の防止」の基本設計方針で記載する。	—
閉⑭	安全上重要な施設の多重性及び多様性	安全上重要な施設の多重性及び多様性に関する事項は、第 15 条、第 16 条「安全上重要な施設」の基本設計方針で記載する。	f
閉⑮	予備セルの設置に関する設計方針	将来機器を設置するためのセル（予備セル）に関する事項は、第 15 条、第 16 条「安全上重要な施設」の基本設計方針で記載する。	c
閉⑯	予備配管（長期予備）に関する設計方針	廃棄施設に設置する予備配管（長期予備）に関する事項は、第 15 条、第 16 条「安全上重要な施設」の基本設計方針で記載する。	f

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの方針			
No.	項目	考え方	添付書類
閉	臨界事故発生防止による、漏えい液受け皿の集液溝の監視に関する設計	漏えい液受皿の集液溝を監視する装置の設計は、計測制御系統施設の漏えいを確実に検知して速やかに警報する設備を設ける設計に該当することから、第20条「計測制御系統施設」の基本設計方針で記載する。	—
閉	セルの遮蔽に関する設計方針	セルの遮蔽に関する事項は、第27条「遮蔽」の基本設計方針で記載する。	g
閉	グローブボックスの遮蔽に関する設計方針	グローブボックスの遮蔽に関する事項は、第27条「遮蔽」の基本設計方針で記載する。	g
閉	容器の遮蔽に関する設計方針	容器の遮蔽に関する事項は、第27条「遮蔽」の基本設計方針で記載する。	g
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書		
b	添付V 強度及び耐食性に関する説明書		
c	VI-2-2 平面図及び断面図 VI-2-3 系統図 VI-2-5 構造図		
d	添付I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書		
e	添付IV 耐震性に関する説明書		
f	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
g	添付II 放射線による被ばくの防止に関する説明書		

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十六条（使用済燃料等による汚染の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
汚①	管理区域の壁、床その他の部分の汚染を除去しやすくする設計	技術基準の要求を受けている内容	1項 (10条1項)	—	—
汚②	汚染を除去するための設計	技術基準の要求を受けている内容	2項 (10条1項)	—	—
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
—	—	—			—
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
汚◇	重複記載	本文記載事項と重複するため記載しない。			—
4. 添付書類等					
No.	書類名				
—	—				

## 別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の  
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr				第2 Gr (貯蔵庫共用)										
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載				
1	<p>第1章共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1. 閉じ込め</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める。又は開えいした場合においても、セル、グロブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p>	設置要求 機能要求①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料受入れ設備（使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し準備設備、燃料取出し設備、使用済燃料輸送容器受入れ準備設備、使用済燃料輸送容器保管設備）</li> <li>・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送だし設備、プール水冷却系、プール水浄化系、補給水設備）</li> <li>・燃料供給設備</li> <li>・せん断処理設備</li> <li>・溶解設備</li> <li>・清澄・計量設備</li> <li>・分離設備</li> <li>・分配設備</li> <li>・分離建屋一時貯留処理設備</li> <li>・ウラン精製設備</li> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・精製建屋一時貯留処理設備</li> <li>・ウラン脱硝設備（受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系）</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系）</li> <li>・酸回収設備（第1酸回収系、第2酸回収系）</li> <li>・溶媒回収設備（分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系、溶媒処理系）</li> <li>・ウラン酸化物貯蔵設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備</li> <li>・安全上重要な施設の計測制御設備及び安全保護回路</li> <li>・せん断処理・溶解ガス処理設備</li> <li>・塔槽類ガス処理設備（前処理建屋塔槽類ガス処理設備、塔槽類ガス処理系（分離建屋）、アルセータ塔ガス処理系（分離建屋）、塔槽類ガス処理系（ウラン系）、塔槽類ガス処理系（プルトニウム）、アルセータ塔ガス処理系（精製建屋）、溶媒処理塔槽類ガス処理系、ウラン脱硝建屋塔槽類ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合酸化物塔槽類ガス処理系、高レベル濃縮液塔槽類ガス処理系、不溶解残渣ガス処理系、低レベル廃液処理建屋塔槽類ガス処理設備、溶媒処理塔槽類ガス処理系、高レベル廃液処理塔槽類ガス処理系、塔槽類ガス処理系（低レベル廃液処理建屋）、チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋塔槽類ガス処理設備、ハル・セントレーズ貯蔵建屋塔槽類ガス処理設備）</li> <li>・高レベル廃液ガス固化塔ガス処理設備</li> <li>・電気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系、高レベル廃液ガス固化塔建屋排気系、第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系、低レベル廃液処理建屋排気系、低レベル廃液処理建屋排気系、ハル・セントレーズ貯蔵建屋排気系、チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋排気系、分析建屋排気系、北換気筒、低レベル廃液処理建屋換気筒）</li> <li>・主排気筒</li> <li>・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系）</li> <li>・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分離系、海洋放出管理系）</li> <li>・高レベル廃液ガス固化設備</li> <li>・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮液処理系、溶媒処理系、高レベル固体廃棄物処理系、チャンネルボックス・バーナブルボイラー処理系）</li> <li>・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系、第1貯蔵系、第2貯蔵系）</li> <li>・出入管理関係設備（汚染処理設備）</li> <li>・電気設備（受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、ディーゼル発電機、直流電源設備、計測制御用交流電源設備、照明及び作業用電照設備、ケーブル及び電路）</li> <li>・一般圧縮空気系</li> <li>・給水処理設備</li> <li>・一般冷却水</li> <li>・安全冷却水</li> <li>・一般蒸気系</li> <li>・安全蒸気系</li> <li>・分析設備</li> <li>・化学薬品貯蔵供給設備（化学薬品貯蔵供給系）</li> </ul> <p>上記の放射性物質を収納する設備及び閉じ込め関連機器</p>	設計方針（閉じ込め）	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	△	基本方針	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。	△	—	—	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。	—	VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	△	—	—	—	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種類、E施設共用)						第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
1	<p>第1章共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1. 閉じ込め</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込め、又は隔離した場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p>	設置要求 機能要求①	△	基本方針	基本方針	—	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	<p>既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。</p> <p>△</p>	基本方針	基本方針	—	—	—	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	<p>既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。</p> <p>△</p>



項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種類、E施設共用)						第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	<p>第1章共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込めらる。又は漏えいした場合においても、セル、グロブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p>	機能要求②	△	基本方針	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 容量</li> <li>〈運搬・製品容器〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈熱交換器〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈核燃料取扱ボックス〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈機械装置〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈ファン〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈フィルタ〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 効率</li> <li>・ 容量</li> <li>〈建物・構築物〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈主要弁〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 容量</li> <li>〈運搬・製品容器〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈熱交換器〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈核燃料取扱ボックス〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈機械装置〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈ファン〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈フィルタ〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 効率</li> <li>・ 容量</li> <li>〈ろ過装置〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈建物・構築物〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈主要弁〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
2	<p>放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い設計とする。また、使用する化学薬品、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。</p>	設置要求	△	—	基本方針	—	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	基本方針	—	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。	設置要求	・ウラン脱硝設備(ウラン脱硝系) ・低レベル固体廃棄物処理設備(低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑固体廃棄物処理系) 上記設備のうち、ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を密閉して取り扱う系統及び機器	設計方針(閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を多く管を接続する場合には、流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を多く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。	設置要求	・使用済燃料貯蔵設備(プール水浄化系) ・溶解設備 ・清浄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離施設一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備(投入系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、粉体系) ・酸回収設備(第1酸回収系、第2酸回収系、分離分配系) ・溶媒回収設備(プルトニウム精製系、ウラン精製系、前線処理系) ・サニタリー処理・溶解ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備(前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系(分離建屋)、塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)、塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)、バルセータ廃ガス処理系(精製建屋)、溶媒処理ガス処理系、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解廃液廃ガス処理系、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系、廃溶媒処理廃ガス処理系、雑固体廃棄物処理廃ガス処理系、塔槽類廃ガス処理系(低レベル廃棄物処理建屋)、チャンネルボックス・バーナブルボックス処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備) ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備(使用済燃料輸送容器管理建屋給気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系、前処理建屋給気系、分離建屋給気系、精製建屋給気系、ウラン脱硝建屋給気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝化合物貯蔵建屋給気系、高レベル廃液ガラス固化建屋給気系、第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系、低レベル廃液処理建屋給気系、低レベル廃棄物処理建屋給気系、バルセータ貯蔵建屋給気系、チャンネルボックス・バーナブルボックス処理建屋給気系、分析建屋給気系) ・低レベル廃液処理設備(第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系) ・低レベル固体廃棄物処理設備(低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑固体廃棄物処理系、廃溶媒貯蔵系) ・高レベル廃液濃縮設備(高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系) ・高レベル廃液貯蔵設備(高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系) ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・分析設備 上記設備の逆流を防止する措置	設計方針(逆流防止)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物(UO <sub>2</sub> ・PuO <sub>2</sub> 、以下「MOX」という。)粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。	設置要求	・項目番号1で記載した設備区分のうち、放射性物質を内包する系統及び機器	設計方針(閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	△	基本方針	基本方針	-	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
3	ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	△	-	基本方針	-	-	-	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
4	流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。	設置要求	△	-	基本方針	-	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	-	-	-	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
5	放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。 プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物(以下「高レベル廃液」という。)を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物(UO <sub>2</sub> ・PuO <sub>2</sub> 、以下「MOX」という。)粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。	設置要求	△	基本方針	基本方針	-	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	-	-	-	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
6	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せん断処理設備</li> <li>・溶解設備</li> <li>・清澄・計量設備</li> <li>・分離設備</li> <li>・分配設備</li> <li>・分離建屋一時貯留処理設備</li> <li>・ウラン精製設備</li> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・精製建屋一時貯留処理設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系, ウラン・プルトニウム混合脱硝系)</li> <li>・酸回収設備 (第1酸回収系, 第2酸回収系)</li> <li>・溶媒回収設備 (分離・分配系, プルトニウム精製系, ウラン精製系, 溶媒処理系)</li> <li>・計測制御設備</li> <li>・せん断処理・溶解ガス処理設備</li> <li>・塔槽類ガス処理設備 (塔槽類ガス処理系 (分離建屋), 塔槽類ガス処理系 (ウラン系), 塔槽類ガス処理系 (プルトニウム系), ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類ガス処理設備)</li> <li>・換気設備 (高レベル廃液ガラス固化建屋排気系)</li> <li>・高レベル廃液処理設備 (高レベル濃縮液貯蔵系, アルカリ濃縮液貯蔵系, 高レベル濃縮液貯蔵系, 不溶解残渣液貯蔵系, 低レベル廃液処理設備 (第1低レベル廃液処理系))</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化設備</li> <li>・低レベル固体廃棄物貯蔵設備 (炭素貯蔵系)</li> <li>・分析設備</li> </ul> <p>上記の設備のうち、セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿、漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管</p> <p>セル等に設置する漏えい液回収に係る系統及び機器のうち、漏えいした液が誘導又は導流のおそれあるセルの漏えい液回収に係る系統及び機器については、項目番号8に記載する 密閉常運転状態で臨界のおそれがあるプルトニウムを液体を受ける漏えい液受皿及び検知計は項目番号9で記載する。 密閉移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合に設置する漏えい液受皿及び漏えい検知装置は、項目番号10で記載する。</p>	設計方針 (閉じ込め) 評価方針 (漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力) 評価条件評価 (漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力) 評価 (漏えいの拡大防止・漏えい液の回収能力)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料貯蔵設備 (プール水浄化系)</li> <li>・せん断処理設備</li> <li>・溶解設備</li> <li>・ウラン精製設備</li> <li>・精製建屋一時貯留処理設備</li> <li>・ウラン脱硝設備 (受入系, 蒸発濃縮系, ウラン脱硝系)</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系)</li> <li>・酸回収設備 (第1酸回収系, 第2酸回収系)</li> <li>・溶媒回収設備 (プルトニウム精製系)</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備</li> <li>・高レベル廃液処理設備 (アルカリ濃縮液貯蔵系, 高レベル濃縮液貯蔵系)</li> <li>・低レベル廃液処理設備 (第1低レベル廃液処理系, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系, 海洋放出管理系)</li> <li>・低レベル固体廃棄物処理設備 (低レベル濃縮液処理系, 炭素貯蔵系, 炭素貯蔵系, ハル・エンドピース貯蔵系)</li> <li>・分析設備</li> </ul> <p>上記の設備のうち、室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管</p>	設計方針 (閉じ込め) 評価方針 (漏えいの拡大防止) 評価条件評価 (漏えいの拡大防止) 評価 (漏えいの拡大防止)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種機、E施設共用)						第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
6	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈漏えい液受皿〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 高さ</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈計装/放管設備〉</li> <li>・ 検出器の種類</li> <li>・ 計測範囲</li> <li>・ 設定値</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈漏えい液受皿〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 高さ</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈計装/放管設備〉</li> <li>・ 検出器の種類</li> <li>・ 計測範囲</li> <li>・ 設定値</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈漏えい液受皿〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 高さ</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈計装/放管設備〉</li> <li>・ 検出器の種類</li> <li>・ 計測範囲</li> <li>・ 設定値</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈漏えい液受皿〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 高さ</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈計装/放管設備〉</li> <li>・ 検出器の種類</li> <li>・ 計測範囲</li> <li>・ 設定値</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
8	漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はT B P、n-Dアデカン及びこれらの混合物(以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がn-Dアデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するが、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶解設備</li> <li>・清澄・計量設備</li> <li>・分離設備</li> <li>・分離塔用一時貯留設備</li> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系)</li> <li>・計測制御設備</li> <li>・高レベル廃液処理設備(高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮液貯蔵系、不溶解残渣貯蔵系、共用貯蔵系)</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化設備</li> <li>・電気設備(受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ケーブル及び電線路)</li> <li>・安全蒸気系</li> </ul> <p>上記の設備のうち、沸騰のおそれがある又はn-Dアデカンの引火点に達するおそれのあるセル等に設置している漏えい液受皿、回収系統及びその支援設備</p> <p>漏えい液受皿、漏えい検知装置、漏えい液受皿から回収貯槽までの配管、ポンプ、ポンプで回収する場合はポンプへ給電する非常用電源系統、スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ及び安全蒸気を対象とする。希釈が必要な場合は、希釈液の供給も含める。</p>	設計方針(閉じ込め) 評価方針(漏えいの拡大防止) 評価条件評価(漏えいの拡大防止) 評価(漏えいの拡大防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。</li> </ul>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
9	精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウランの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・精製施設一時貯留設備</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系)</li> </ul> <p>上記の設備のうち、臨界防止として、全濃度臨界形状寸法管理を行っている漏えい液受皿</p>	設計方針(閉じ込め) 評価方針(漏えいの拡大防止) 評価条件評価(漏えいの拡大防止) 評価(漏えいの拡大防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-3 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。</li> </ul>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
10	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力による場合、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・計測制御設備</li> </ul> <p>上記の設備のうち、連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力による場合、漏えい検知装置並びにその最終回収先貯槽までのポンプ及び配管</p>	設計方針(閉じ込め) 評価方針(漏えいの拡大防止) 評価条件評価(漏えいの拡大防止) 評価(漏えいの拡大防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-4 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。</li> </ul>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
11	管理区域外から液体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水(以下「熱媒」という。)を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む液体を環境に流出しない設計とする。	設置要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・ウラン精製設備</li> <li>・ウラン脱硝設備(蒸発濃縮系)</li> <li>・熱回収設備(第2熱回収系)</li> <li>・溶媒処理設備(溶媒処理系)</li> <li>・一般冷却水系</li> <li>・安全冷却水系</li> <li>・一般蒸気系</li> </ul> <p>上記の設備のうち、管理区域内に熱媒を供給する設備の熱交換器</p>	設計方針(閉じ込め)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-5 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。</li> </ul>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
12	熱媒を液体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プルトニウム精製設備</li> <li>・ウラン精製設備</li> <li>・ウラン脱硝設備(蒸発濃縮系)</li> <li>・熱回収設備(第2熱回収系)</li> <li>・溶媒処理設備(溶媒処理系)</li> <li>・一般冷却水系</li> <li>・安全冷却水系</li> <li>・一般蒸気系</li> </ul> <p>上記の設備のうち、管理区域内に熱媒を供給する設備(内部ループ)及びその経路上に設置している計測制御設備</p>	設計方針(閉じ込め)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-6 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。</li> </ul>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
13	万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。	機能要求①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染した熱媒を低レベル廃液処理設備の貯槽に回収できる系統及び回収先の貯槽</li> </ul>	設計方針(閉じ込め)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-7 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。</li> </ul>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4種用、E施設共用)						第3 Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認① 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認② 海洋放出管切り離し工事)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
8	漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP、n-Dドカン及びこれらの混合物(以下「有機溶媒」という。)を含む漏えいした液がn-Dドカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するが、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。	機能要求② 評価要求	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;ポンプ&gt;</li> <li>・揚程又は吐出圧力</li> <li>・容量</li> <li>・原動機</li> </ul> (漏えい液受皿) ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ (主配管) ・主要材料 ・主要寸法 (計装/放管設備) ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;ポンプ&gt;</li> <li>・揚程又は吐出圧力</li> <li>・容量</li> <li>・原動機</li> </ul> (漏えい液受皿) ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ (主配管) ・主要材料 ・主要寸法 (計装/放管設備) ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
9	精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウランの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。	機能要求② 評価要求	△	—	基本方針	(漏えい液受皿) ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	—	(漏えい液受皿) ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
10	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力による場合、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	△	—	基本方針	—	—	(ポンプ) ・吐出圧力又は揚程 ・容量 ・原動機 (漏えい液受皿) ・主要材料 ・主要寸法 ・高さ (計装/放管設備) ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
11	管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水(以下「熱媒」という。)を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
12	熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	△	—	基本方針	(計装/放管設備) ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-3 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	—	(計装/放管設備) ・検出器の種類 ・計測範囲 ・設定値	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-3 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
13	万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。	機能要求①	△	—	基本方針	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-4 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	—	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-4 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認(添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」)から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
14	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを取締する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とする。また、フィルタ、高炉塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北機気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。	機能要求②	・せん断処理・溶解ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 (前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系 (分離建屋)、ハルセータ廃ガス処理系 (分離建屋)、塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系)、ハルセータ廃ガス処理系 (精製建屋)、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系) ・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 ・換気設備 (前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋排気系) ・主排気筒 ・電気設備 (受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ケーブル及び電線路) 上記の設備のうち、主要な系統及び機器並びに排風機に電気を供給する電気設備	設計方針 (閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。 既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
15	設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とする。また、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求②	・せん断処理・溶解ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 (前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系 (分離建屋)、ハルセータ廃ガス処理系 (分離建屋)、塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系)、ハルセータ廃ガス処理系 (精製建屋)、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系) ・高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 ・換気設備 (前処理建屋排気系、分離建屋給気防止ダンパ、分離建屋排気系、精製建屋給気防止ダンパ、精製建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋排気系) ・主排気筒 ・電気設備 (受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ケーブル及び電線路) 上記の設備のうち、主要な系統及び機器並びに排風機に電気を供給する電気設備	設計方針 (閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
16	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを取締する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。	機能要求②	・せん断処理・溶解ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備 (前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系 (分離建屋)、塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)、塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系)、ハルセータ廃ガス処理系 (精製建屋)、溶解処理廃ガス処理系、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系、低レベル濃縮廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル濃縮廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理系、溶解処理建屋塔槽類廃ガス処理系、雑固廃棄物焼却処理建屋塔槽類廃ガス処理系、塔槽類廃ガス処理系 (低レベル廃棄物処理建屋)) チャンネルボックス・バーナブルボイラ処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 ・換気設備 (使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受け・貯蔵建屋排気系、前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋排気系、第1ガウス固化体貯蔵建屋排気系、低レベル濃縮廃液処理建屋排気系、低レベル濃縮廃液処理建屋排気系、低レベル濃縮廃液処理建屋排気系、ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系、チャンネルボックス・バーナブルボイラ処理建屋排気系、分析建屋排気系、北機気筒、低レベル濃縮廃液処理建屋換気筒) ・主排気筒 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	設計方針 (閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。 既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-
17	プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き、密閉することができる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系) 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	設計方針 (閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-8 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 VI-1-1-8 再処理施設の閉じ込めの機能に関する図面 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
14	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とする。また、フィルタ、高物塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北機気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。	機能要求②	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉 ・容量</li> <li>〈熱交換器〉 ・容量</li> <li>〈ファン〉 容量 原動機</li> <li>〈フィルタ〉 ・効率 ・容量</li> <li>〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法</li> <li>〈排気筒〉 ・主要材料 ・主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉 ・容量</li> <li>〈熱交換器〉 ・容量</li> <li>〈ファン〉 容量 原動機</li> <li>〈フィルタ〉 ・効率 ・容量</li> <li>〈主配管〉 ・主要材料 ・主要寸法</li> <li>〈排気筒〉 ・主要材料 ・主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
15	設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とする。また、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求②	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉 ・容量</li> <li>〈熱交換器〉 ・容量</li> <li>〈ファン〉 容量 原動機</li> <li>〈フィルタ〉 ・効率 ・容量</li> <li>〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> <li>〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> <li>〈主要弁〉 閉止時間 駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉 ・容量</li> <li>〈熱交換器〉 ・容量</li> <li>〈ファン〉 容量 原動機</li> <li>〈フィルタ〉 ・効率 ・容量</li> <li>〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> <li>〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> <li>〈主要弁〉 閉止時間 駆動方式 ・主要寸法 ・主要材料</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
16	プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。	機能要求②	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉 ・容量</li> <li>〈熱交換器〉 ・容量</li> <li>〈ファン〉 容量 原動機</li> <li>〈フィルタ〉 ・効率 ・容量</li> <li>〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> <li>〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉 ・容量</li> <li>〈熱交換器〉 ・容量</li> <li>〈ファン〉 容量 原動機</li> <li>〈フィルタ〉 ・効率 ・容量</li> <li>〈主配管〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> <li>〈排気筒〉 ・主要寸法 ・主要材料</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
17	プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き、密閉することができる設計とする。	機能要求②	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈核物質取扱ボックス〉 ・漏えい率</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈核物質取扱ボックス〉 ・漏えい率</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	密封されていない放射性物質を取り扱うフードは、開口部の風速を適切に維持する設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備 (受入れ系、ウラン脱硝系) ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (粉体系) ・換気設備 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、分析建屋排気系、北換気室) ・主排気筒 ・分析設備  上記の設備のうち、フード、フードから主排気筒又は北換気筒までの系統及び機器及び排気筒	設計方針 (閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-9 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物並びにMOX粉末の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 (溶液系) ・高レベル廃液処理設備 (高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮液貯蔵系、不溶解残渣液貯蔵系、共用貯蔵系) ・安全冷却水系  上記設備のうち、事業許可添六第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器 (冷却塔、ポンプ、熱交換器、容器)  ・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備のうち使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫 ・燃料取出し設備のうち燃料取出しビット及び燃料位置キビット ・燃料移送設備のうち燃料移送水路 ・燃料貯蔵設備のうち燃料貯蔵プール及びチャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ビット ・燃料送出し設備のうち燃料送出しビット ・プール水冷却系及び補給水設備の主要な系統及び機器 ・せん断処理設備のせん断機 ・計測制御設備  ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系 ・高レベル廃液ガラス固化設備の貯蔵ビット、冷却空気入口シャフト、冷却空気出口シャフト	設計方針 (崩壊熱除去) 評価条件 (崩壊熱除去) 評価方法 (崩壊熱除去) 評価 (崩壊熱除去)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。 既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	<冷却塔> ・伝熱面積 ・容量	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	-	-	-	-	-	
20	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。 全ての床面、適切な高さまでの壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。	設置要求	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 ・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ・低レベル廃液処理建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・高レベル廃液ガラス固化建屋 ・ハル・エンドピース貯蔵建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	設計方針 (閉じ込め)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-9 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	△	-	基本方針	-	VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
21	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設置することにより、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	・前処理建屋 ・分離建屋 ・精製建屋 ・ウラン脱硝建屋 ・低レベル廃棄物処理建屋 ・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋  上記の建屋において、施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰	設計方針 (閉じ込め) 評価方針 (漏えいの拡大防止) 評価条件 (漏えいの拡大防止) 評価 (漏えいの拡大防止)	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	-	-	-	-	-	<建物・構築物> ・主要材料 ・主要寸法	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4建屋、E施設共用)						第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
18	密封されていない放射性物質を取り扱うフードは、開口部の風速を適切に維持する設計とする。	機能要求②	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈植物質取扱ボックス〉</li> <li>・ 開口部風速</li> <li>〈ファン〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本設計方針	基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈植物質取扱ボックス〉</li> <li>・ 開口部風速</li> <li>〈ファン〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
19	再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物並びにMOX粉末の貯蔵、処理時に発生する瞬発熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。	設置要求 機能要求② 評価要求	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈容器〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 伝熱面積</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈冷却塔/冷凍機〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 伝熱面積</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈熱交換器〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 伝熱面積</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈ポンプ〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 揚程又は吐出圧力</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈建物・構築物〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈保管・廃棄エリア〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈容器〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 伝熱面積</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈熱交換器〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 伝熱面積</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>〈ポンプ〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 揚程又は吐出圧力</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈主要弁〉</li> <li>・ 閉止時間</li> <li>・ 駆動方式</li> <li>〈主配管〉</li> <li>・ 主要寸法</li> <li>・ 主要材料</li> <li>〈計測装置〉</li> <li>・ 検出部の種類</li> <li>・ 計測範囲</li> <li>・ 警報動作範囲</li> <li>〈インターロック〉</li> <li>・ 検出部の種類</li> <li>・ 設定値</li> <li>〈ファン〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 原動機</li> <li>〈冷却塔/冷凍機〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 伝熱面積</li> <li>・ 主要材料</li> <li>〈ポンプ〉</li> <li>・ 容量</li> <li>・ 揚程又は吐出圧力</li> <li>・ 原動機</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
20	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。 全ての床面、適切な高さまでの壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-4 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	—	—	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-4 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
21	液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設置することにより、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。	機能要求② 評価要求	△	—	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈建物・構築物〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	—	基本方針	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈建物・構築物〉</li> <li>・ 主要材料</li> <li>・ 主要寸法</li> </ul>	<p>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</p> <p>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 Gr					第2 Gr (貯蔵庫共用)				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類
22	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料輸送容器管理棟 (保管エリア、トレーラーエリア、空保管庫)</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵棟</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟</li> <li>・第1低レベル廃棄物貯蔵棟</li> <li>・前処理棟</li> <li>・分離棟</li> <li>・精製棟</li> <li>・ウラン脱硝棟</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝棟</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵棟</li> <li>・低レベル廃液処理棟</li> <li>・低レベル廃棄物処理棟</li> <li>・出入管理棟</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化棟</li> <li>・分析棟</li> <li>・ハル・エンドピース貯蔵棟</li> <li>・第2低レベル廃棄物貯蔵棟</li> <li>・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理棟</li> <li>・渡り廊下</li> <li>・第1ガラス固化体貯蔵棟東棟</li> <li>・低レベル廃棄物処理棟/第2低レベル廃棄物貯蔵棟間通道</li> <li>・低レベル廃棄物処理棟/チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理棟間通道</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化棟/第1ガラス固化体貯蔵棟間通道</li> </ul>	設計方針 (閉じ込め)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書</li> </ul> <p>基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。</p>	△	基本方針	-	-	-	△	-	基本方針	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書</li> </ul> <p>基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
23	4.2 放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、椅子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。	設置要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料輸送容器管理棟 (保管エリア、トレーラーエリア、空保管庫)</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵棟</li> <li>・使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟</li> <li>・第1低レベル廃棄物貯蔵棟</li> <li>・前処理棟</li> <li>・分離棟</li> <li>・精製棟</li> <li>・ウラン脱硝棟</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合脱硝棟</li> <li>・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵棟</li> <li>・低レベル廃液処理棟</li> <li>・低レベル廃棄物処理棟</li> <li>・出入管理棟</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化棟</li> <li>・分析棟</li> <li>・ハル・エンドピース貯蔵棟</li> <li>・第2低レベル廃棄物貯蔵棟</li> <li>・チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理棟</li> <li>・渡り廊下</li> <li>・第1ガラス固化体貯蔵棟東棟</li> <li>・低レベル廃棄物処理棟/第2低レベル廃棄物貯蔵棟間通道</li> <li>・低レベル廃棄物処理棟/チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理棟間通道</li> <li>・高レベル廃液ガラス固化棟/第1ガラス固化体貯蔵棟間通道</li> </ul> <p>上記の建物の汚染防止塗装</p>	設計方針 (汚染防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書</li> </ul> <p>基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。</p>	△	基本方針	-	-	-	△	-	基本方針	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書</li> </ul> <p>基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
24	人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。	設置要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染するための水を供給する給水処理設備</li> <li>・第1低レベル廃液処理系</li> <li>・海洋放出管理系</li> <li>・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設除染処理系</li> <li>・油分除去系</li> </ul> <p>上記の設備のドレンファンネルから第1受槽までの系統及び回収先の貯槽</p>	設計方針 (汚染防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書</li> </ul> <p>基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。</p>	△	基本方針	-	-	-	△	-	基本方針	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。</li> <li>VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書</li> </ul> <p>基本設計方針は既設工認 (添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」) から変更なし。</p>	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2Gr (主要4種類、E施設共用)						第3Gr							
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2エネルギーリテイル建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類	添付書類における記載
22	液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
23	4.2 放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。
24	人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。	設置要求	△	—	基本方針	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。	△	基本方針	基本方針	—	—	—	VI-2 再処理施設に関する図面 既設工認の系統構成から変更なし。 VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 基本設計方針は既設工認（添付書類「VI 設計及び工事の方法の技術基準への適合に関する説明書」）から変更なし。	既設工認の添付書類に変更がないことを説明する。

凡例  
・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
—：当該申請回次で記載しない項目

## 別紙 3

# 基本設計方針の添付書類への展開

※当該条文は第1回申請対象条文であるが、  
既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。

## 別紙 4

### 添付書類の発電炉との比較

※当該条文は第1回申請対象条文であるが、  
既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。

## 別紙 5

### 補足説明すべき項目の抽出

※当該条文は第1回申請対象条文であるが、  
既認可設工認から添付書類の変更がないため、対象外とする。

## 別紙 6

# 変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

## 基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>第1章共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い設計とする。また、使用する化学薬品、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。</p> <p>ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。</p> <p>流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。</p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物（<math>UO_2 \cdot PuO_2</math>、以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。</p> <p>漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP、n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。</p> <p>精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。</p> <p>連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。</p>	<p>第1章共通項目</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 閉じ込め</p> <p>安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める、又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は、放射性物質が漏えいし難い設計とする。また、使用する化学薬品、取り扱う放射性物質、圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し、腐食し難い材料を使用するとともに、腐食しろを確保する設計とする。</p> <p>ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は、密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。</p> <p>流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。</p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は、その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）を内包する系統及び機器は、分析のため少量を取り扱う場合や、ウラン・プルトニウム混合酸化物（<math>UO_2 \cdot PuO_2</math>、以下「MOX」という。）粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き、セル等に収納する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。</p> <p>漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP、n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。</p> <p>精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。</p> <p>連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。</p>

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。</p> <p>熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</p> <p>万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き、密閉することができる設計とする。</p> <p>密封されていない放射性物質を取り扱うフードは、開口部の風速を適切に維持する設計とする。</p> <p>再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物並びにMOX粉末の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。</p> <p>全ての床面、適切な高さまでの壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設置することにより、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p>	<p>管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。</p> <p>熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</p> <p>万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするとともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするとともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き、密閉することができる設計とする。</p> <p>密封されていない放射性物質を取り扱うフードは、開口部の風速を適切に維持する設計とする。</p> <p>再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物並びにMOX粉末の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。</p> <p>全ての床面、適切な高さまでの壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設置することにより、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p>
<p>4.2 放射性物質による汚染の防止</p> <p>放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。</p> <p>人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。</p>	<p>4.2 放射性物質による汚染の防止</p> <p>放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。</p> <p>人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。</p>

第1回申請にて全ての範囲を記載する。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前		変 更 後
第 1 章共通項目		第 1 章共通項目
閉込①-1~4 閉込②-1~7 閉込③-1~10 閉込④-1~4 閉込⑤-1	<p>4. 閉じ込めの機能 既設工認 本文(第 7, 8 回申請), 添付書類VI (第 6, 7, 8 回申請)</p> <p>4.1 閉じ込め 安全機能を有する施設は, 放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める, 又は漏えいした場合においても, セル, グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設 (以下「セル等」という。) 若しくは建屋内に保持し, 放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。</p>	<p>4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 変更なし</p>
閉込②-1	<p>既設工認 本文 (第 7 回申請)</p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は, 放射性物質が漏えいし難い設計とする。また, 使用する化学薬品, 取り扱う放射性物質, 圧力及び温度並びに保守及び修理の条件を考慮し, 腐食し難い材料を使用するとともに, 腐食しるを確保する設計とする。</p>	<p><b>【凡例】</b></p> <p><span style="border: 2px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 既設工認に記載されている内容と同様</p> <p><span style="border: 2px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> : 既設工認に記載されている内容と全く同じではないが、既設工認の記載を詳細展開した内容であり、設計上実施していたもの</p>
閉込②-2	<p>ウランを含む粉末, 焼却灰その他の粉末状の放射性物質を非密封で取り扱う場合は, 密閉した系統及び機器内で取り扱う設計とする。</p>	
閉込③-1	<p>既設工認 添付書類VI (第 7 回申請)</p> <p>流体状の放射性物質を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管を接続する場合には, 流体状の放射性物質が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流することのないよう逆止弁等を設ける設計とする。</p>	
閉込②-3	<p>既設工認 本文 (第 7 回申請)</p> <p>放射性物質を内包する系統及び機器は, その性状に応じてセル等又は室に適切に収納する設計とする。プルトニウムを含む溶液及び粉末並びに高レベル放射性液体廃棄物 (以下「高レベル廃液」という。) を内包する系統及び機器は, 分析のため少量を取り扱う場合や, ウラン・プルトニウム混合酸化物 (<math>UO_2 \cdot PuO_2</math>, 以下「MOX」という。) 粉末を封入した混合酸化物貯蔵容器を取り扱う場合を除き, セル等に収納する設計とする。</p>	
閉込③-2, 3	<p>既設工認 添付書類VI (第 7 回申請)</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し, 液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は, 漏えい検知装置により検知し, 漏えいの拡大を防止するとともに, 漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。</p>	
閉込②-4 閉込③-4	<p>既設工認 本文、添付書類VI (第 7 回申請)</p> <p>液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し, 万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は, 漏えいを検知し, 漏えいの拡大を防止するとともに, 漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: right;">既設工認 添付書類VI(第6回申請)</p> <p>閉込①-1 漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP、n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn-ドデカンの引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気は、その他再処理設備の附属施設の安全蒸気系に、ポンプを使用する場合の電源は、非常用所内電源系統に接続する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。</p>	
<p style="text-align: right;">既設工認 添付書類I-2-2-2(第6回申請)</p> <p>閉込①-2 精製施設のプルトニウム精製設備及び脱硝施設のウラン・プルトニウム混合脱硝設備には、通常の運転状態において硝酸プルトニウム並びに硝酸プルトニウム及び硝酸ウラニルの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器から、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。</p>	
<p>閉込①-3 連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。</p>	
<p style="text-align: right;">既設工認 添付書類VI(第8回申請)</p> <p>閉込⑤-1 管理区域外から流体状の放射性物質を内包する設備へ冷却水、加熱蒸気及び温水（以下「熱媒」という。）を供給する場合は、管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を環境に流出しない設計とする。</p> <p>熱媒を流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。</p> <p>万一、熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を安全に処理し得るような設計とする。</p>	
<p style="text-align: right;">既設工認 本文、添付書類VI(第7回申請)</p> <p>閉込②-5,6 閉込③-5,6,7 プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを収納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなる設計とする。</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>閉込④-1, 2, 3</p> <p>閉込④-4</p> <p>既設工認 本文 (第 8 回申請)</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒若しくは北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。</p>	
<p>閉込②-7</p> <p>既設工認 本文 (第 7 回申請)</p> <p>設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持、漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。</p>	
<p>閉込②-5, 6</p> <p>閉込③-7</p> <p>既設工認 本文、添付書類VI (第 7 回申請)</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器を除く放射性物質を内包する系統及び機器並びにセル等及びこれらを収納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に気圧が低くなるように設計する。</p>	
<p>閉込③-8</p> <p>閉込③-9</p> <p>既設工認 添付書類VI (第 7 回申請)</p> <p>プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き、密閉することができる設計とする。</p> <p>密封されていない放射性物質を取り扱うフードは、開口部の風速を適切に維持する設計とする。</p>	
<p>閉込①-4</p> <p>既設工認 添付書類VI (第 6 回申請)</p> <p>再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物並びにMOX粉末の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。</p>	
<p>閉込③-10</p> <p>既設工認 添付書類VI (第 7 回申請)</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設内部のうち、液体状の放射性物質の漏えいが拡大するおそれがある部分については次の通りとする。</p> <p>全ての床面、適切な高さまでの壁面は、液体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設置することにより、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>液体状の放射性物質を取り扱う設備が設置される施設の床面下には、敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計とする。</p>	

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<div data-bbox="973 300 1463 363" style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">既設工認 添付書類VI (第7回申請)</div> <p>4.2 放射性物質による汚染の防止</p> <p>防汚①-1 放射性物質により汚染されるおそれがある、人が頻繁に出入りする管理区域内の床面、人が触れるおそれがある高さまでの壁面、手摺、梯子の表面は、平滑にし、放射性物質による汚染を除去し易い設計とする。</p> <p>防汚①-2 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する除染設備を施設し、放射性物質を除去できる設計とする。除染設備の排水は、液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計とする。</p>	<p>4.2 放射性物質による汚染の防止</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>

I - 2 - 2 - 2

精製施設の臨界防止に関する計算書

⑥ I - 2 - 2 - 2

1756

329

1758

1. 申請設備の臨界安全管理の概要

精製施設に受け入れる溶液は、溶解施設の計量・調整槽でウラン-235濃縮度が1.6 wt%以下、プルトニウム-240重量比が17wt%以上であることを分析により確認した溶液である。

プルトニウム溶液供給槽等の環状形槽、抽出塔、核分裂生成物洗浄塔、TBP洗浄塔、逆抽出塔及びTBP洗浄器等のミキサ・セトラは、中性子吸収材を併用した全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。

ウラン洗浄塔、第1酸化塔、第1脱ガスタ、第2酸化塔、第2脱ガスタ、補助油水分離槽、プルトニウム濃縮缶、アルファモニタB計測ポット等の小型ポット、第1脱ガスタ第1プライミングポットゲデオン等のゲデオン及びプルトニウム濃縮液ポンプA等のポンプは、全濃度安全形状寸法管理による臨界安全設計とする。

低濃度プルトニウム溶液受槽、第5一時貯留処理槽、第7一時貯留処理槽及び低濃度プルトニウム溶液受槽第1エアリフトポンプ分離ポット等の小型ポットは、濃度管理による臨界安全設計とする。

閉込 -2 放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1等のプルトニウム濃度が無限体系の未臨界濃度(8.2g・Pu/l)以上の漏えい液を受け入れる可能性がある漏えい液受皿のうち、プルトニウム洗浄器セル漏えい液受皿、プルトニウム濃縮缶セル漏えい液受皿、放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿1、放射性配管分岐第2セル漏えい液受皿2及びプルトニウム濃縮液ポンプAグローブボックス等の漏えい液受皿は、重力流による移送により漏えい液が滞留しない設計とし、その他の漏えい液受皿については、形状寸法管理による臨界安全設計とする。

臨界安全管理方法を第1-1表及び第1-2表に示す。

なお、分析を伴う回分操作で臨界安全管理を行う場合には、運転員の単一誤操作を想定しても溶液の誤移送が起こらないように施錠管理を行う。また、放射線検出器により監視する臨界安全管理を行う場合には、単一故障若しくは誤動作を想定しても機能を喪失しない設計とする。また、連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏え

閉込 -3 いたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらないプルトニウム精製塔セル漏えい液受皿、プルトニウム濃縮缶供給槽セル漏えい液受皿、油水分離槽セル漏えい液受皿、放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿1及び放射性配管分岐第1セル漏えい液受皿2の漏えい検知装置は、単一故障若しくは誤動作を想定しても機能を喪失しない設計とする。

⑥ I-2-2-2 C

1959

332

VI 設計及び工事の方法の技術基準への  
適合に関する説明書

VI C

7842

「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する総理府令」との適合性について以下に示す。

技術基準の条項		適用の区分		適合性
		有・無	項・号	
第一条	定義	—		
第二条	特殊な方法による施設	無		
第三条	核燃料物質の臨界防止	有	全	別添-1による
第四条	火災等による損傷の防止	有	<sup>3</sup> ~11項	別添-2による
第五条	耐震性	有	全	別添-3による
第六条	材料及び構造	有	全	別添-4による
第七条	閉じ込めの機能	有	全	別添-5による
第八条	しゃへい	有	全	別添-6による
第九条	換気	有	二-四号	別添-7による
第十条	使用済燃料等による汚染の防止	有	全	別添-8による
第十一条	安全上重要な施設	有	全	別添-9による
第十二条	搬送設備	無		
第十三条	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	無		
第十四条	計測制御系統施設	有	2項	別添-10による
第十五条	制御室	無		
第十六条	廃棄物処理設備	有	全	別添-11による
第十七条	保管廃棄設備	無		
第十八条	放射線管理施設	有	一、四号	別添-12による
第十九条	非常用電源設備	無		

C  
TA  
R-22-10

## (安全上重要な施設)

第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 二以上の原子力施設（加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによって再処理施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。
- 二 再処理施設の安全を確保する機能を維持するために必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有すること。
- 三 再処理施設の安全を確保する機能を確保するための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

## [適合性の説明]

第6回申請に係る安全上重要な施設を添付-7「第6回申請に係る安全上重要な施設に関する説明書」に示す。

また、使用済燃料等を内包する容器等の崩壊熱の除去に関する詳細は、添付-8「崩壊熱除去に関する説明書」に、漏えい液の回収に関する詳細は、添付-9「漏えい液の回収に関する説明書」に示す。

さらに、安全上重要な施設のうち、凍結防止対策が必要な部分は、安全冷却水系の屋外設置設備であり、この部分の凍結防止対策に関する詳細を添付-10「安全冷却水系の屋外設置設備の凍結防止に関する説明書」に、安全冷却水冷却塔の雪荷重に関する評価の詳細を添付-4「安全冷却水冷却塔の雪荷重に関する強度計算書」に示す。

- 一 第6回申請に係る安全上重要な施設は、再処理事業所の廃棄物管理施設等他の原子力施設との共用はない。
- 二 第6回申請に係る施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備の分離建屋塔槽類廃ガス処理設備等の安全上重要な施設は、排風機等の動的機器を多重化する設計とし、動的機器の単一故障を仮定しても所定の安全機能を確保できる設計としている。
- 三 第6回申請に係る施設のうち、気体廃棄物の廃棄施設の塔槽類廃ガス処理設備の分離建屋塔槽類廃ガス処理設備等の安全上重要な施設は、排風機等の動的機器を多重化する設計とし、安全機能を損なうことなく、定期的な試験及び検査ができる設計としている。また、分離施設の分離設備の溶解液供給槽等の安全上重要な施設は、製作あるいは据付工事の段階で寸法検査、据付・外観検査等により安全機能が確認できる。

なお、これらの安全上重要な施設において、運転員が接近可能な区域に設置している機器は、その周囲に空間を確保することで保守等を行うことが可能な設計としている。また、運転員の接近が困難な区域に設置している機器は、収納するセルの壁に設置された貫通口等により、その健全性が確認できる設計としている。

高レベル廃液ガラス固化建屋の建物については、工事の段階における外観検査等により健全性が確認できる設計としている。

# 崩壊熱除去に関する説明書

D  
R-1100-1100  
VI  
27/36  
27  
/  
8009



漏えい液の回収に関する説明書

V  
回収 B

1. まえがき

閉込 -1 再処理施設においては、漏えい液が沸騰又は希釈剤の引火点に達するおそれのある場合は、セル等の漏えい液受皿で受けるとともに、安全に移送及び処理ができる設計としている。本書は、漏えい液を回収するための系統により、漏えい液が沸騰又は希釈剤の引火点に達することなく安全に回収できることを示す。

2. 評価対象

本書での評価対象は、安全上重要な施設である漏えい液を回収するための系統のうち、第6回申請に係る下記のセルの漏えい液を回収するための系統である。

分離建屋

- 溶解液中間貯槽セル
- 溶解液供給槽セル
- 抽出塔セル
- プルトニウム洗浄器セル
- 抽出廃液受槽セル
- 抽出廃液供給槽セル
- 放射性配管分岐第2セル
- 分離建屋一時貯留処理槽第1セル
- 分離建屋一時貯留処理槽第2セル
- 高レベル廃液供給槽セル

精製建屋

- プルトニウム濃縮液受槽セル
- プルトニウム濃縮液一時貯留槽セル
- プルトニウム濃縮液計量槽セル

高レベル廃液ガラス固化建屋

- 高レベル濃縮廃液貯槽第1セル
- 高レベル濃縮廃液貯槽第2セル
- 高レベル濃縮廃液一時貯槽セル
- 不溶解残渣廃液一時貯槽セル
- 不溶解残渣廃液貯槽第1セル
- 不溶解残渣廃液貯槽第2セル
- 高レベル廃液共用貯槽セル

閉込  
5/2058

5/2058

## ハ. 再処理設備本体

290  
292  
296

9870

17

## 2.5 脱硝施設

### 2.5.1 ウラン脱硝設備

#### 2.5.1.1 受入れ系

##### a. 設置の概要

ウラン脱硝設備は、精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を加熱して脱硝し、ウラン酸化物としてウラン酸化物貯蔵容器に収納し、製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備に搬送する設備である。

本系は、精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を硝酸ウラニル貯槽に受け入れ、一時貯蔵し、蒸発濃縮系へ移送する設備である。なお、硝酸ウラニル貯槽は、ウラン脱硝系で発生した規格外ウラン酸化物粉末の溶解液も受け入れる。

なお、第7回申請範囲は、受入れ系のうちウラン脱硝建屋に設置する円筒形貯槽、ポンプ、配管等の設備一式である。

##### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本系の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.4.1-1表に示す。

##### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備の放射性物質を内蔵する主要機器は、腐食し難い材料を使用し、かつ、漏えいし難い構造とするとともに、万一放射性物質が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。

また、気体廃棄物の廃棄施設で負圧を維持することにより、閉じ込め機能を確保できる設計とする。

##### d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2.5.1.3-1図に示す。

(b) 申請設備に係る機器の配置を第2.2.4-1図～第2.2.4-8図に示す。

(c) 申請設備に係る設計条件、仕様及び構造を以下に示す。

閉込 -4

① JN-A

326

0324

### 2.5.1.3 ウラン脱硝系

#### a. 設置の概要

ウラン脱硝設備は、精製施設のウラン精製設備から受け入れた硝酸ウラニル溶液を加熱して脱硝し、ウラン酸化物としてウラン酸化物貯蔵容器に収納し、製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備に搬送する設備である。

本系は、蒸発濃縮系から硝酸ウラニル濃縮液を濃縮液受槽に受け入れた後、脱硝塔に供給し、熱分解してウラン酸化物粉末を生成する設備である。生成したウラン酸化物粉末は、シール槽を経て、UO<sub>2</sub>受槽に抜き出し、製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵容器が充てん定位置に設置していることを確認した後、UO<sub>2</sub>受槽からウラン酸化物貯蔵容器に充てんし、フランジ構造のふたを取り付けて封入し、汚染の検査等を行う。

UO<sub>2</sub>受槽からウラン酸化物貯蔵容器に充てんしている間は、脱硝塔から連続的に排出されるウラン酸化物粉末を一時的にシール槽へ受け入れる。

なお、充てんするウラン酸化物粉末は、試料採取し、原子核分裂生成物の含有率等を分析確認する。

ウラン酸化物貯蔵容器は、充てん台車を用いて搬送した後、貯蔵容器クレーンを用いて製品貯蔵施設のウラン酸化物貯蔵設備の貯蔵容器搬送台車に移載する。

また、脱硝塔内で発生する廃ガスの凝縮液は、酸及び溶媒の回収施設の酸回収設備の第2酸回収系の供給槽へポンプで移送する。

なお、生成したウラン酸化物粉末中の規格外ウラン酸化物粉末は、規格外製品受槽に受け入れ、規格外製品容器に充てんする。規格外製品容器に充てんしたウラン酸化物粉末は、UO<sub>2</sub>溶解槽に供給した後、溶解し、硝酸ウラニル溶液として、受入れ系の硝酸ウラニル貯槽へ移送する。また、ウラン試験時に用いる硝酸ウラニル溶液の一部は、他の施設からウラン酸化物を受け入れ、UO<sub>2</sub>溶解槽にて溶解し、受入れ系の硝酸ウラニル貯槽を経由して精製施設のウラン精製設備のウラン濃縮液第2受槽へ移送する。

なお、第7回申請範囲は、ウラン脱硝系のうちウラン脱硝建屋に設置する円筒形槽、ポンプ、脱硝塔、フィルタ、搬送機器類、機械装置類、角形槽、配管等の設備一式である。

#### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本系の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.4.1-1表に示す。

c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
- (b) 本設備の臨界安全管理を要する機器は、技術的に見て想定されるいかなる場合でも形状寸法管理、質量管理及び同位体組成管理並びにこれらの組合せにより、単一ユニットとして臨界を防止できる設計とする。
- また、各単一ユニットは、適切に配置することにより、複数ユニットとして臨界を防止できる設計とする。
- (c) 本設備の充てん台車等の搬送機器は、電源喪失時におけるつり荷の保持、又は逸走防止を行い、移送物の落下及び転倒を防止できる設計とする。
- (d) 本設備の放射線物質を内蔵する主要機器は、腐食し難い材料を使用し、かつ、漏えいし難い構造とするとともに、万一放射線物質が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。
- また、気体廃棄物の廃棄施設で負圧を維持することにより、閉じ込め機能を確保できる設計とする。
- (e) 本設備の安全上重要な施設の硝酸ウラニル濃縮液供給停止系は、それらを構成する動的機器の単一故障を仮定しても、安全機能が確保できる設計とする。
- (f) 本設備の安全上重要な施設の硝酸ウラニル濃縮液供給停止系は、運転停止時に試験及び検査ができる設計とする。

閉込 -2

d. 設計条件及び仕様

- (a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2.5.1.3-1図に示す。
- (b) 申請設備に係る機器の配置を第2.2.4-1図～第2.2.4-8図に示す。
- (c) 申請設備に係る設計条件、仕様及び構造を以下に示す。

## 2.5.2 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備

### 2.5.2.1 溶液系

#### a. 設置の概要

本系は、精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮液中間貯槽から硝酸プルトニウム溶液及びウラン精製設備のウラン濃縮液第3中間貯槽から硝酸ウラニル溶液を、各々硝酸プルトニウム貯槽、硝酸ウラニル貯槽に受け入れ、これら両溶液を混合槽に移送し、ウラン濃度及びプルトニウム濃度が等しくなるように混合調整し、分析、確認した後、定量ポットを経て一定量ずつウラン・プルトニウム混合脱硝系へ真空移送する。また、セル等に漏えいした液体状の放射性物質は、一時貯槽へ受け入れ、精製施設のプルトニウム精製設備のリサイクル槽へ移送する。

なお、第7回申請範囲は、溶液系のうちウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する環状形槽、円筒形槽、ポット、漏えい液受皿、ポンプ、配管並びに洞道、精製建屋に設置する配管等の設備一式である。

#### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本系の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ、建物」の第2.4.1-1表に示す。

#### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備で臨界安全管理を要する機器は、技術的に見て想定されるいかなる場合でも形状寸法管理、濃度管理、質量管理、同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより、単一ユニットとして臨界を防止できる設計とする。

また、各単一ユニットは、適切に配置することにより、複数ユニットとして臨界を防止できる設計とする。

(c) 本設備の放射性物質を内蔵する機器は、腐食し難い材料を使用し、かつ、漏えいし難い構造とする。万一液体状の放射性物質が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。また、気体廃棄物の廃棄施設で負圧を維持することにより閉じ込め機能を確保できる設計とする。

(d) 本設備の環状形槽は、溶液の放射線分解により発生する水素の爆発を適切に防止できる設計とする。 閉込 -1 閉込 -5

(e) 本設備の環状形槽は、崩壊熱による過度の温度上昇を防止するため、適切な冷却機能を有する設計とする。

(f) 本設備の安全上重要な施設の硝酸プルトニウム貯槽セル等の漏えい液移送ポンプは、非常用所内電源系統に接続し、外部電源が喪失した場合でも、安全機能が確保できる設計とする。

#### d. 設計条件及び仕様

(a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2-20図及び第1.2.5.2.1-1図に示す。

(b) 申請設備に係る機器の配置を第2.2.5-1図～第2.2.5-6図に示す。

(c) 申請設備に係る設計条件、仕様及び構造を以下に示す。

## へ. 放射性廃棄物の廃棄施設

## 2.1.4.5 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備（その2）

### a. 設置の概要

本設備は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系で構成する。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の清浄区域及び汚染のおそれのある区域へ外気を供給する設備であり、建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成する。

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持、排気の浄化及び排気の主排気筒の排気口からの排出のための設備であり、建屋排気フィルタ ユニット、グローブ ボックス・セル排気フィルタ ユニット、建屋排風機及びグローブ ボックス・セル排風機で構成する。

なお、第7回申請範囲は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のうち、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置するウラン・プルトニウム混合脱硝建屋給気系及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系を構成する機器類、ダクト等及び精製建屋とウラン脱硝建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を結ぶ渡り廊下、屋外に設置するダクト等である。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.4.1-1表に示す。

### c. 設計の基本方針

(a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。

(b) 本設備は、汚染のおそれのある区域からの排気を高性能粒子フィルタで浄化できる設計とする。

閉込 -6 (c) 本設備は、汚染のおそれのある区域を、清浄区域より負圧に維持できるようにするとともに、汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって空気を流すことのできる設計とする。

(d) 本設備は気体状の放射性物質が逆流し難い設計とする。また、本設備のうち安全上重要な系統は、気体状の放射性物質が漏えいし難い設計とする。

閉込 -7 (e) 本設備のうち安全上重要な系統及び機器は、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても、安全機能が確保できる設計とする。

(f) 本設備のうち安全上重要な機能を有する排風機は、非常用所内電源系統に接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能が確保できる設計とする。

(g) 本設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。

(h) 本設備は、各区域の換気・空調を適切に行える設計とする。

12

⑦-JNC

2331

VI 設計及び工事の方法の技術基準への  
適合に関する説明書

○

⑦

A

JN

○

## (閉じ込めの機能)

第七条 再処理施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであること。

三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視しうる構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理しうる構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理しうるように施設すること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであり、かつ、給気口及び排気口を除き密閉することができる構造であること。

六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持しうるものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持しうるものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ

漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 再処理施設を設置する工場又は事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

[適合性の説明]

閉込 -1 一 第7回申請に係る施設のうち、流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流することのないよう止め弁、逆止弁、水封を設ける等の措置を講じることとしている。

なお、詳細については、「逆流防止に関する設計の基本方針」（第4回申請）に記載したとおりである。

閉込 -5 二 第7回申請に係るセルは、第7回申請に係る気体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備及び分析建屋換気設備のセル排気系ならびにウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル排気系に接続することにより、また、第7回申請に係る配管収納容器は、第6回申請に係る精製建屋換気設備、第7回申請に係る高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備及び分析建屋換気設備のセル排気系に接続することにより、その内部を常時負圧状態に維持する設計としている。

閉込 -2 三 第7回申請に係る施設のうち、液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセル及び洞道は、当該設備からの当該物質がセル及び洞道外に漏えいするおそれがないよう漏えい液受皿及び配管収納容器を設置し、当該設備からの当該物質の漏えいを監視するため、漏えい検知装置を設置し、かつ、当該物質が漏えいした場合に安全に処理しうる設計としている。また、基礎台は、漏えい液がコンクリートに直接触れないような設計としている。

漏えい液受皿の容量についての詳細は、添付-7「漏えい液受皿の容量に関する説明書」に示す。

四 第7回申請に係る施設のうち、セル等に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気、その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統に漏えい監視設備を備え、汚染した熱媒を安全に処理しうる設計としている。閉込 -8

閉込 -6 五 第7回申請に係るプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、それぞれ第7回申請に係る気体廃棄物の廃棄施設の分析建屋換気設備、ウラン・プルトニウム混合脱

⑦ JNF

10/87

閉込 -6 硝建屋換気設備に接続することにより、その内部を常時負圧状態に維持するとともに、  
閉込 -8 給気口及び排気口を除き、配管等の貫通部は溶接構造等により密閉できる構造として  
ている。

六 第7回申請に係る液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物  
閉込 -3 質がグローブボックス外に漏えいするおそれがないように、その底部に配管を接続ま  
たは、ポンプ等により性状に応じ適切な処理系へ移送する設計としている。

七 第7回申請に係る密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部  
閉込 -9 の風速を適切に維持する構造としている。

八 第7回申請に係るプルトニウム等を取り扱う室及び使用済燃料等による汚染の発生  
閉込 -7 のおそれがある室は、それぞれ第7回申請に係る気体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃  
液処理建屋換気設備、ウラン脱硝建屋換気設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋  
換気設備、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備、低レベル廃棄物処理  
建屋換気設備、分析建屋換気設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備に接続す  
ることにより、その内部を負圧状態に維持する設計としている。

九 第7回申請に係る施設のうち、液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれ  
ある部分は、以下のとおり施設することとしている。閉込 -4

閉込 -10 イ 液体状の使用済燃料等が漏えいし難い構造とするため床面及び壁面は、塗装等を  
施すこととしている。

ロ 第7回申請に係る建物で液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設  
外に通じる出入口若しくはその周辺部には、堰を設け、液体状の使用済燃料等が施  
設外へ漏えいすることを防止する構造としている。堰の容量についての詳細は、添  
付-8「堰の容量に関する説明書」に示す。

ハ 第7回申請に係る建物は、本工場の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面  
がないように施設することとしている。

JN-⑦  
H

10/88

へ. 放射性廃棄物の廃棄施設

1293

- 2. 再処理設備本体等に係る「放射性廃棄物の廃棄施設」
- 2.1 気体廃棄物の廃棄施設
- 2.1.2 塔槽類廃ガス処理設備
- 2.1.2.5 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備（その3）

a. 設置の概要

閉込 -1

本設備は、脱硝施設の脱硝装置から発生する廃ガスを凝縮器で冷却し、脱硝施設の硝酸プルトニウム貯槽、混合槽等のウラン・プルトニウム混合脱硝建屋内に設置する塔槽類から発生する廃ガスとともに廃ガス洗浄塔で洗浄した後、脱硝施設の焙焼炉、還元炉から発生する廃ガスとともに、廃ガス洗浄塔での洗浄、高性能粒子フィルタでのろ過、加熱器での加熱及びよう素フィルタでのよう素の除去を組み合わせ処理し、排風機で主排気筒へ移送する設備である。

本設備の高性能粒子フィルタは、1段目は3系列で構成し2系列運転とし、2段目は2系列で構成し1系列運転とする。よう素フィルタは、2系列で構成し1系列運転とする。排風機は、1段目は2系列で構成し1系列運転とし、2段目は3系列で構成し、2系列運転とする。

本設備の高性能粒子フィルタは、1系列当たり4段設置する。

なお、第8回申請範囲は、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備のうち、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋に設置する廃ガス洗浄塔、凝縮器、高性能粒子フィルタ、加熱器、よう素フィルタ、排風機、デミスタ、多管式熱交換器、グローブボックス、配管等である。

b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた設計とする。
- (b) 本設備は、塔槽類廃ガスによる環境への放射性物質の放出量を、合理的に達成できる限り低くする設計とする。
- (c) 本設備の放射線物質を内蔵する機器は、腐食し難い材料を使用し、かつ、漏えいし難い構造とする。万一液体状の放射性物質が漏えいした場合にも漏えいの拡大を防止し安全に処置できる設計とする。また、本設備の安全上重要な系統は、
- 閉込 -4 気体状の放射性物質が漏えいし難く、かつ、逆流し難い設計とする。
- (d) 本設備は、接続する塔槽類を負圧に維持する。
- (e) 本設備の安全上重要な系統及び機器は、それらを構成する動的機器に単一故障を仮定しても安全機能を確保できる設計とする。
- (f) 本設備の安全上重要な系統の排風機は、非常用所内電源系統に接続し、外部電源が喪失した場合でも安全機能を確保できる設計とする。
- (g) 本設備の安全上重要な系統の排風機及び高性能粒子フィルタは、必要に応じて試験及び検査ができる設計とする。

## 2.1.4 換気設備

### 2.1.4.11 低レベル廃棄物処理建屋換気設備（その3）

#### a. 設置の概要

本設備は、低レベル廃棄物処理建屋給気系及び低レベル廃棄物処理建屋排気系で構成する。

低レベル廃棄物処理建屋給気系は、低レベル廃棄物処理建屋の清浄区域及び汚染のおそれのある区域へ外気を供給する設備であり、建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成する。

閉込 -2

低レベル廃棄物処理建屋排気系は、低レベル廃棄物処理建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持、排気の浄化及び排気の主排気筒及び低レベル廃棄物処理建屋換気筒の排気口からの排出のための設備であり、建屋排気フィルタ ユニットⅠ、建屋排気フィルタ ユニットⅡ、建屋排気フィルタ ユニットⅢ、建屋排風機Ⅰ、建屋排風機Ⅱ、建屋排風機Ⅲで構成する。

なお、第8回申請範囲は、低レベル廃棄物処理建屋換気設備のうち低レベル廃棄物処理建屋、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋及び洞道に設置するダクト等である。

#### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

#### c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
- (b) 本設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。

#### d. 設計条件及び仕様

- (a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2.1.4.11-1図に示す。
- (b) 申請設備に係る系統の耐震クラスはCクラスである。

#### e. 工事の方法

低レベル廃棄物処理建屋換気設備の工事の方法及び手順並びに試験・検査項目を第5.2.1.4.11-1図に示す。

なお、試験・検査項目及び方法については、以下のとおりとする。

##### (a) 据付・外観検査

構成機器及び設備全体が適切に配置及び据付けられていることを確認する。

なお、据付完了段階で確認できない部位については、寸法検査時に外観の確認を合わせて行う。

1337

⑧-T0 C

## 2.1.4.12 ハル・エンド ピース貯蔵建屋換気設備（その2）

### a. 設置の概要

本設備は、ハル・エンド ピース貯蔵建屋給気系及びハル・エンド ピース貯蔵建屋排気系で構成する。

本設備のうちハル・エンド ピース貯蔵建屋給気系は、ハル・エンド ピース貯蔵建屋の清浄区域及び汚染のおそれのある区域へ外気を供給する設備であり、建屋給気ユニット及び建屋送風機で構成する。

閉込 -3 本設備のうちハル・エンド ピース貯蔵建屋排気系は、ハル・エンド ピース貯蔵建屋の汚染のおそれのある区域の負圧維持、排気の浄化及び排気の北換気筒（ハル・エンド ピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒）の排気口からの排出のための設備であり、建屋排気フィルタ ユニットⅠ、建屋排気フィルタ ユニットⅡ、建屋排風機Ⅰ及び建屋排風機Ⅱで構成する。

なお、第8回申請範囲は、ハル・エンド ピース貯蔵建屋換気設備のうちハル・エンド ピース貯蔵建屋に設置するハル・エンド ピース貯蔵建屋給気系及びハル・エンド ピース貯蔵建屋排気系を構成する機器及びダクト等である。

### b. 準拠すべき主な法令、規格及び基準

本設備の準拠すべき主な法令、規格及び基準を「イ. 建物」の第2.20.1-1表に示す。

### c. 設計の基本方針

- (a) 本設備は、耐震設計上の重要度に応じた耐震設計とする。
- (b) 本設備は、汚染のおそれのある区域からの排気を高性能粒子フィルタで浄化できる設計とする。
- (c) 本設備は、汚染のおそれのある区域を、清浄区域より負圧に維持できるようにするとともに、汚染の程度の低い区域から汚染の程度のより高い区域に向かって、空気を流すことのできる設計とする。
- (d) 本設備は気体状の放射性物質が逆流し難い設計とする。
- (e) 本設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用し、万一の火災の発生を想定しても火災の拡大を防止できる設計とする。
- (f) 本設備は、各区域の換気・空調を適切に行える設計とする。

VI 設計及び工事の方法の技術基準への  
適合に関する説明書

○  
/ ○  
JN-C  
⑧  
○  
①  
6000

## (閉じ込めの機能)

第七条 再処理施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

- 一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- 二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであること。
- 三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視しうる構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理しうる構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。
- 四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理しうるように施設すること。
- 五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであり、かつ、給気口及び排気口を除き密閉することができる構造であること。
- 六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれのない構造であること。
- 七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持しうるものであること。
- 八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれのある室は、その内部を負圧状態に維持しうるものであること。
- 九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。
  - イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。
  - ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りではない。
- ハ 再処理施設を設置する工場又は事業所の外には排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除

く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合はこの限りでない。

[適合性の説明]

一 第8回申請に係る施設のうち、流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない蒸気及び圧縮空気等の流体を導く管を接続する場合には、逆流防止のため止め弁、逆止弁の設置又は配管中に水封を設ける等の設計としている。

なお、詳細については、「逆流防止に関する設計の基本方針」(第4回申請)に記載したとおりである。

二 第8回申請に係るセルは、第7回申請に係るウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル排気系に接続することにより、その内部を常時負圧状態に保つ設計としている。

負圧維持については、構築物、セル等、系統及び機器の順に負圧が低くなる設計としている。

三 第8回申請に係る施設のうち、液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルの床には漏えい液受皿を設置し、セル外への漏えいを防止する設計としている。また、漏えい液受皿には漏えい検知装置として液位計を設置し、漏えいを監視する設計としている。万一、当該物質が漏えいした場合には、漏えい液の性状(有機溶媒の有無、プルトニウム等の放射性物質の濃度等)に応じて、低レベル廃液処理設備等に重力流又はポンプにて移送できる設計としている。

また、基礎台は、漏えい液がコンクリートに直接触れないような設計としている。

漏えい液受皿の容量についての詳細は、添付-3「漏えい液受皿の容量に関する説明書」に示す。

四 第8回申請に係る施設のうち、セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備を加熱又は冷却する場合において、管理区域外で製造された蒸気又は冷却水等の熱媒は、使用済燃料等を内包する機器の加熱コイル、冷却コイル等に直接触れないよう中間熱交換器を介する設計としている。このため、二次系(蒸気・冷却水製造側から見て中間熱交換器までを一次系、中間熱交換器以降セル内機器の加熱・冷却コイル等までを二次系)の加熱・冷却コイル等の腐食により閉じ込めバウンダリが喪失して熱媒中に放射性物質が漏えいした場合でも、直接管理区域外へ放射性物質が漏えいしない設計としている。

ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の冷却系統の二次系の途中には、ガンマ線モニタ等の放射線モニタ等の放射線検出器により漏えいの有無を連続監視している。

万一、二次系の熱媒中に放射性物質が漏えいした場合には、汚染した熱媒を低レベル廃液処理設備に移送できる設計としている。

閉込 -1

VI 設計及び工事の方法の技術基準への  
適合に関する説明書

○

⑦

A

JN

○

(使用済燃料等による汚染の防止)

第十条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁，床その他の部分であって，使用済燃料等により汚染されるおそれがあり，かつ，人が触れるおそれがあるものの表面は，使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

2 再処理施設には，人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備を施設しなければならない。

[適合性の説明]

防汚 -1 1. 第7回申請に係る施設の管理区域内で，人が出入りする建物内部の壁及び床であって，使用済燃料等により汚染されるおそれがあり，かつ，人が触れるおそれがある範囲の表面は，万一汚染が生じた場合でも，汚染を除去し易い構造とするため，塗装（エポキシ樹脂等）又はステンレスライニングを行う設計としている。

防汚 -2 2. 第7回申請に係る施設には，必要に応じて水を供給することができ，人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に，その汚染を除去できる設計としている。

16191

⑦  
E  
N  
J